

## 函館市公害防止条例における規制基準の制定改廃について

### 1 函館市公害防止条例第7条

(規制基準の設定)

第7条 ばい煙発生施設<sup>1</sup>を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準(以下「規制基準<sup>2</sup>」という。)は、ばい煙発生施設を設置する工場等から排出するばい煙の量に関する許容限度について、規則で定める。

2 市長は、前項の規制基準を定め、変更し、または廃止しようとするときは、函館市環境審議会の意見を聴かなければならない。

ただし、函館市環境審議会が意見を聴くことを要しないと認めたものについては、この限りでない。

1 固体燃料を燃焼させるボイラー

2 市では硫酸化合物およびばいじんの規制基準を設定(詳細は次ページ)

### 2 条例第7条第2項の取扱いについて

平成30年3月に改正した条例において、函館市環境審議会が意見を聴くことを要しないと認めたものに関する例外規定(「ただし、」以下の文)を新たに設けました。

この規定の取扱いを次のとおりとしたい。

(1) 公害関係法令の規制基準と異なり、市独自の規制基準を制定改廃する場合

科学的知見に基づき専門家による調査審議を経て市の案を作成



条例第7条第2項前段の規定により、函館市環境審議会の意見を聴くものとする

(2) 公害関係法令の規制基準と同一の規制基準を制定改廃する場合

条例第7条第2項ただし書の規定を適用し、函館市環境審議会の意見を聴くことを要しないものとする



規則改正後、速やかに函館市環境審議会へ報告

**【理由】**

- ・国の規制基準は、科学的知見に基づき専門家による調査審議を経て定められたもの
- ・国においてパブリックコメントを実施し、国民の意見を聴取し決定
- ・市民の健康に関わることから早急な改正が必要

函館市公害防止条例施行規則<抜粋>

大気汚染防止法施行規則<抜粋>

(規制基準)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める許容限度は、別表第2に掲げるとおりとする。

別表第2(第4条関係)

ばい煙発生施設に係る排出基準

工場等において排出する硫黄酸化物およびばいじんの量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(1) 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

備考

- この式においてq, KおよびHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。  
 q: 硫黄酸化物の量(単位 温度摂氏零度, 圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)  
 K: 大気汚染防止法施行規則別表第1に定められた値  
 He: 次の式により補正した排出口の高さ(単位 メートル)

$$H e = H o + 0.65 ( H m + H t )$$

$$H m = ( 0.795 ( Q \cdot V ) ) / ( 1 + ( 2.58 / V ) )$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot ( T - 288 ) \cdot ( 2.30 L o g J + ( 1 / J ) - 1 )$$

$$J = ( 1 / ( Q \cdot V ) ) ( 1460 - 296 \times ( V / ( T - 288 ) ) ) + 1$$

- これらの式においてHe・Ho・Q・VおよびTは、それぞれ次の値を示すものとする。  
 He: 補正された排出口の高さ(単位 メートル)  
 Ho: 排出口の実高さ(単位 メートル)  
 Q: 温度15度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)  
 V: 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)  
 T: 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(2) ばいじんの排出基準

施設	基準
ボイラー	0.30グラム

(いおう酸化物の排出基準)

第三条 法第三条第一項の規定によるいおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

- q いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)
- K 法第三条第二項第一号の政令で定める地域ごとに別表第一の下欄に掲げる値
- He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

2 法第三条第二項第一号に規定する排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$$H e = H o + 0.65 ( H m + H t )$$

$$H m = ( 0.795 ( Q \cdot V ) ) / ( 1 + ( 2.58 / V ) )$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot ( T - 288 ) \cdot ( 2.30 L o g J + ( 1 / J ) - 1 )$$

$$J = ( 1 / ( Q \cdot V ) ) ( 1460 - 296 \times ( V / ( T - 288 ) ) ) + 1$$

- これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表わすものとする。  
 He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)  
 Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)  
 Q 温度十五度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)  
 V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)  
 T 排出ガスの温度(単位 絶対温度))

(ばいじんの排出基準)

第四条 法第三条第一項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げるばいじんの量とする。

別表第二(第四条関係)

六	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	0.30グラム
---	------------------------------------	---------